

## 令和4年度 第3回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会

### 議事録

開催日：令和5年3月8日（水）

場 所：WEB 会議

#### 【議題】

- (1) 自然共生サイト認定の運用開始について
- (2) 自然共生サイト認定を促進するための取組について
- (3) 令和5年度以降の検討について
- (4) その他

#### 【資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料 1-1 自然共生サイト認定の運用開始について
- ・ 資料 1-2 自然共生サイト認定実施要領（案）
- ・ 資料 1-3 自然共生サイト認定基準
- ・ 資料 2-1 自然共生サイト認定に向けた「課題調査事業」の報告
- ・ 資料 2-2 「里地里山に関する調査」「生物多様性の劣化地に関する調査」の報告
- ・ 資料 2-3 30by30に係る生物多様性の見える化手法検討会の報告
- ・ 資料 3 令和5年度以降の検討内容について
- ・
- ・ 参考資料 1-1 自然共生サイト申請書（案）（様式1）
- ・ 参考資料 1-2 自然共生サイト申請書（案）（様式2）
- ・ 参考資料 1-3 自然共生サイト申請書 添付資料一覧（案）
- ・ 参考資料 2-1 自然共生サイト認定試行・調査事業サイトマップ
- ・ 参考資料 2-2 昆虫指標について

## 1. 開会

- 事務局・河野 ただいまより第3回「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」を開催します。

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当している「いであ株式会社」の河野です。よろしくお願いします。

本日の検討会は、Web会議での開催となっており、委員及びオブザーバーの皆様はオンラインで御出席いただいています。また、傍聴希望の御登録をいただいた皆様にも傍聴いただいていますので、よろしくお願いします。

初めに資料の確認ですが、議事次第に記載の資料一覧について、不足があれば事務局までチャットでお知らせください。

続きまして、出席者を御紹介します。時間の関係上、事務局より出席者名簿に沿って委員の皆様のお名前を読み上げます。

大阪府立大学名誉教授で、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の理事長の石井 実委員。続きまして、NPO法人Green Connection TOKYOの代表理事の佐藤留美委員です。続きまして、株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所エグゼクティブフェローの竹ヶ原啓介委員です。続きまして、一般財団法人林業経済研究所所長の土屋俊幸委員です。続きまして、NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事で、岩手大学農学部名誉教授の広田純一委員です。

続きまして、国立研究開発法人海洋研究開発機構 地球環境部門 海洋生物環境影響研究センターのセンター長の藤倉克則委員です。続きまして、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所主任研究員の森田香菜子委員です。続きまして、国連大学サステナビリティ高等研究所シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。

なお、本日は慶應義塾大学環境情報学部学部長・教授の一ノ瀬友博委員、東京大学大学院 農学生命科学研究科教授の八木信行委員は、所用により御欠席です。

また、本日は事務局のほか、関係省庁からもオブザーバー参加いただいています。

続きまして、会議の進め方ですが、本会議においては委員、オブザーバーの皆様は質問があれば挙手ボタンにてお知らせいただくか、よろしいでしょうか、と一言お声掛けください。なお、傍聴の皆様は御発言いただくことができませんの

で、御了承ください。

座長については、第1回、第2回検討会に引き続き、石井委員にお願いしたいと存じます。石井委員、よろしくお願いします。

それでは議事に移らせていただきますが、ここからの進行は石井座長にお願い出来ればと思います。石井座長、よろしくお願いします。

## 2. 議事

- 石井座長 はい、承知しました。石井です。僭越ながら、本日の司会進行の役割を務めさせていただきます。委員の皆様には議事進行に御協力をどうぞよろしくお願い致します。

本日は議題が4題あります。時間が限られていますが、いつものように活発な御議論をお願いします。それでは議事次第に従って進めます。

最初は議事(1)自然共生サイト認定の運用開始についてということで、事務局からお願いします。

### (1) 自然共生サイト認定の運用開始について

- 小林課長補佐 皆さん、こんにちは。環境省の小林です。それでは私から、まず議題(1)について説明します。資料1-1を御覧ください。

いよいよ「自然共生サイト認定」が来月から開始しますので、これまでの内容を振り返りながらこの運用開始の内容について御説明したいと思います。

まず、自然共生サイトについて、これは民間が所有、管理するような場所を保護地域内外を問わず「自然共生サイト」として国が認定していくものです。そして、認定された後、保護地域との重複を除いた場所をOECMとして登録していくという、ステップとして2段階を考えています。まず、これが自然共生サイトです。

続いて、自然共生サイトはどういう場所になるのか、ここに例示があるように、本来の目的に関わらず管理内容の結果として、生物多様性に貢献しているところが該当すると考えています。そういう意味で、例示としても非常に多様な場所があり、自然共生サイトは非常に多様な自然環境、多様な場所が候補になってくると考えています。

いよいよ来月からスタートということで、令和5年度の本格運用スケジュールについて御説明します。令和5年度は前期と後期の2回に分けて実施する予定です。まず前期については、受付を4月3～28日に実施。その後で審査を行い、8月ごろに第1期の認定を行いたいと思っています。そして後期は8月、9月ごろに受付を行い、年内をめどに第2期の認定という形で行いたいと思っています。このようなスケジュールで2023年中に100か所以上の認定を目指していきたいと考えています。

令和5年度は実施要領に基づき運用していきます。詳細な実施要領は資料1-2に案をつけましたが、ポイントだけ説明します。まず申請者はサイトの所有者、管理者、またサイトを代表する者のいずれかを考えています。そして認定は環境大臣が行う予定です。基準については後ほど説明します。

続いて認定された後、5年ごとに更新を行っていき、途中で内容を変えたいときは、軽微な場合は届出でいいかと考えていますが、変更の認定を行いたいと思っています。一方で、認定後に基準に合わなくなったり、もしくは認定自体を虚偽などで不正な手段で取っていた場合、こういう場合は取消という規定を設けています。また、これは申請者の意思として、やはり認定を止めたいとか、そういう場合があれば辞退というものも用意しようと思っています。こちらの詳細は資料1-2に案を付けています。

続いて認定基準についてです。少し経緯を改めて説明しますと、まずOECMの検討が始まった令和2年度に、基準となれる個別条件を議論して整理してきました。そして令和3年度にIUCNのガイドライン、個別の場所を捉えていくメソドロジー、こういうものを参考にしながら認定基準案をこのOECM検討会で御議論いただきながら作成しました。それは主に机上で作っていった基準だったので、今年度、実際にそれが現場でうまくワークするかどうか、実証事業、試行という形で、合計56か所で試行を実施しました。それを踏まえて認定基準をチューニングしながらOECM検討会で議論して作り上げていったものです。

基準については、これまで御議論いただいて見ていただいたものと変わっていません。大きく4つ、境界・名称に関する基準、ガバナンス・管理、生物多様性の価値、そして管理の効果・内容、大きく4項目。そして生物多様性の価値に関しては、1～9の基準を設けることで、幅広い生物多様性の価値というものを捉え

るような形にしています。基準についての詳細は資料 1-3 にまとめています。まずは、令和 5 年度については、今申し上げた内容で進めて運用を開始していきたいと考えています。

本日は申請書のひな型についても、参考資料 1-1～1-3 のとおりに今時点での案を付けています。また、今回の資料にはありませんが、申請受付が開始するまでには記入例とか、記載のマニュアル等を用意して、なるべく分かりやすく、負担なく申請出来るように努められるようにやっていきたいと思っています。

まず、議題 1 運用について説明は以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは、発言は挙手ボタンで発言の意思をお伝えください。それでは御意見、御質問を受付けたいと思います。まずは渡辺委員、お願いします。

- 渡辺委員 これまでの検討会での議論や、今年度の試行認定作業、そういう結果を踏まえながら、日本の特徴を生かした認定の仕組みが準備出来たと思います。4 月から正式に認定プロセスがスタートということで、全国で認定を促進していくことも大事ですし、一方で一つ一つの認定の審査、あるいは伴走支援を丁寧に行っていくことも大事かなと思います。その両者のバランスをうまく図って両立させていってほしいと思います。また、正式に認定プロセスを動かしていくと、課題が出たり改善点すべきが出てくると思います。常に仕組の改善を加えていきながら進めていくということが大事ではないかと思います。

一つ質問です。この認定プロセスを進めていく上で、現場の情報、あるいは人のネットワークを持っている環境省の地方環境事務所の関りというのも大事になってくると思います。共生サイトを担当する任期付職員の配置も予定しているということですが、この認定プロセスに地方環境事務所がどういう形で関わってもらえそうか、現時点でお話出来る範囲で御説明をお願い出来たらと思いますので、よろしくをお願いします。

- 小林課長補佐 まず 1 点目、おっしゃるとおりで、認定を促進していきたいというスピード感は重要ですし、一方でそれぞれ個々のサイトにとってはそれが一つ一つ重要なものですから、我々から見ての部分と、サイトを管理されている個々の方々の視点の両方のバランスをしっかりと図りながら、スピード感を持ちながら

伴走支援などをやっていきたいと思っています。令和5年4月からスタートしますが、これで完全な形ではなく、引続きいろいろな課題を踏まえて改善しながらより良い制度というものを進めていきたいと考えています。

そして御質問の件ですが、この認定の審査とかそういうものは令和5年度は、直営で本省でと思っていますが、実際に現場の確認とか、管理者の方とか、そういう方と結び付けるそういうところは、事務所のほうが現場に近いですから、地域の方々、サイトの管理者、そういうところの付合いの部分を含めて事務所に担っていただきたいと考えています。以上です。

- 渡辺委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。
  
- 藤倉委員 資料の2ページ目で、自然共生サイトの民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域の中に申請主体が書いてあるんですが、「民間の取組等」の中に国は入らないのでしょうか。
  
- 小林課長補佐 自然共生サイトの申請主体は、「国」を考えてはいません。一方でOECMは決して自然共生サイトだけとは考えていません。国が主体のOECMもあると考えています。そういうものについては自然共生サイトとはまた別の形で関係省庁と連携、調整していきながら、国が管理主体になるようなOECMを整理していきたいと思っています。以上です。
  
- 藤倉委員 分かりました。例えば環境省さんだけでなく、いろいろな地方にある国の事務所などがあると思いますが、それらの土地の中で保全されているところがあれば、そういうところも入るのかなと思った次第です。
  
- 竹ヶ原委員 一点、確認させてください。認定後の取消のところ、基準不適合の場合は取消、これは当然だと思いますが、後発事象で基準が一部満たされなくなってしまった、そういう場合にも、「基準不適合で取消」と見えてしまうんですが、ここについて瑕疵の治癒については、変更のほうに誘導して、ここはこうなっているから、こういう変更計画を出してくれ、という対応になるのでしょうか。最終的には変更を認定して修正していく運用を考えているのかどうか。それと別途、実施細則のほうで事後的な対応はいきなり不適合にせずに認めていくような方向でしょうか、その点だけ確認させていただければと思います。

- 小林課長補佐 確かにこの資料を見ると、一発でアウトみたいに見えてしましますが、そのようにしたいとは思っていません。これまでの皆様の御議論やアドバイスをふまえると、認定が基準に合わなくなりそうだとか、危なくなりそうな場合には適宜、伴走支援であったり、サポートしながら良くしていこうと、そのように適合しなくなるように何か改善していくような形に、もしくは、違う形で少し変更してみようとか、そういう形なるべく続けられるような形でサポートしていきたい、そういう考えを持っています。
- 竹ヶ原委員 伴走支援を強調されておられたので当然そうだろうなどは思いましたが、念のための確認でした。幅広く支援して助けてあげるという方向性が確認できました。ありがとうございます。
- 土屋委員 今年度認定された試行サイトは、本申請をしなくても良いのか。必ずしも本申請をする必要がない場合、試行サイトと来年度からの本申請で認定されるサイトは何か資格というか、名称というか、それで何か差が出てくるのか。
- 小林課長補佐 試行サイトの扱いについて、確かに皆さんは気になっていると思います。4月以降に改めて試行に御協力いただいた56サイトの方々に、正式申請があるかどうかの意思の確認をしたいと思っています。もし御意思があればその旨を本番の前期の審査委員会に報告して、今、試行として認定相当という形になっているので、正式な御判断をいただこうと思っています。  
 なお、基準自体は、試行からは大きく変わっていません。そして試行においても、事務局予備審査、有識者審査と本番さながらに実施してきましたので、試行サイトについて改めてまた一から申請書を作って審査を全てやるという形はしなくてもいいのかなと思っています。ですが、正式認定を受けるかどうかの意思は確認したいと思っています。  
 一方で、試行のときに、もっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、このような形を検討出来ないかとか、いわゆる改善のアドバイスや御指摘があったサイトもありますので、そういうところについてはぜひその改善内容について審査委員会に御報告いただいて、試行のときよりも管理や質の向上を図れることを期待していきたいと、そのような形で運用していきたいと思っています。以上です。
- 土屋委員 そうすると、試行で認定を受けたが、本申請はする気はございません、

やらないというそういうサイトが出てきた場合、今後も「認定相当」という資格は使えるのですか。

- 小林課長補佐 はい、そこは試行として御参加、御協力していただきましたので、そこは「試行として認定相当」ということについてはそのとおりです。
- 土屋委員 そうすると、申請しなくてもほぼ同じ内容だということは、外に向かっても言えるということですか。
- 小林課長補佐 そうですね。おっしゃるように、今も「試行として認定相当」という結果が出ていますので、そこはほぼ「認定」に近い状態と考えていただいても良いかと思えます。その上で、今は「試行として認定相当」という状態です。で、「正式認定」になるかどうかは、改めて審査委員会にご報告し最終ジャッジをいただこうかと。

- 佐藤委員 前期の申請受付が4月3日から28日までと年度の初めで、かつ短期間すぎるのではと思いました。先日もある大学さんから申請について御相談を受けたところですが、年度が始まると企業や自治体、また大学も非常に忙しい状況になっている中なので、手を挙げづらいのではと思いました。せめて5月ぐらいがメ切ですと少し余裕があるかと思えます。

- 小林課長補佐 おっしゃるとおり1か月は短いというのは御指摘のとおりだと思っています。今日の検討会で参考資料として申請書のひな型とかは添付で公表させていただいています。そういう意味では、申請書の記載とか、そういう準備はある程度、検討会の今日からある意味で開始することが出来るのかなと。そうすると受付自体は4月3日から28日までの1か月ですが、この準備期間を含めると2か月弱ぐらいあるのかなと。

あとは、これまで特に30by30アライアンスに御参加いただいている方からお問い合わせをいただいている中で、このように申請していくといいんじゃないかとか、こういう形が重要ではないかという形で、この試行の結果を踏まえながら適宜アドバイスをさせていただいています。そのような形でこれまでも順次、我々のほうで受けていますので、申請の受付期間自体は短いんですが、事前相談とかそういう事前準備も含めて引き続きなるべく可能な限り努めていきたいと思っています。



- 佐藤委員 ご回答、ありがとうございます。3月、4月は一般的にはかなり忙しい時期ですので、2か月あるとしても厳しいかと思いました。今後、期間については御検討いただけるとよろしいかと思えます。

- 森田委員 先ほどの佐藤委員と関連しますが、2023年中に100か所以上を目指すというのは、そのぐらひは行きそうだというのが想定されて準備されているということなのでしょうか。ヒアリングなどをされているのでしょうか。

それから前にスケールの話として触れて、この後にも出てくる話かもしれないのですが、2023年はとりあえず数をいっぱい増やして、それ以降はもう少しスケールとして、規模が大きいところをもっと認定していくという流れになっていくのか教えてください。

- 小林課長補佐 まず、一つ目の御質問ですが、こちらの30by30アライアンスメンバーに昨年の秋ぐらひに「申請するお考えはありますか」というようなアンケート調査をさせていただきました。そういう結果を踏まえると、その時点で「申請する意向がある」という方々が100地域以上ありまして、そういう意味では皆さん全員が申請されるかどうかは分かりませんが、母数としては2023年100か所は決して達成不可能な数字ではないと考えているところです。

もう一点は、スケールの部分ですが、この自然共生サイトの面積は大小問わずと考えています。そして30by30というような目標の中でクローズアップされてきたのがこのOECMだったりするので、どうしても面積に紐づけて考えてしまう部分が当然ありますし、「面積を」というのも非常に重要ですが、私はこの自然共生サイトは地域とか民間の活動を後押しするツールとして使っていきたいと考えています。

そういう意味では、決してスケールの規模が大きいところだけやればよいというよりは、どんなに小さくでも質として良い場所とか、地域にとって非常に重要な場所というのは、そういうところは積極的にこの自然共生サイトのツールを使って応援して光を当てていくということが非常に重要だと思っていますので、そこは決して忘れないような形で考えていきたいと思っています。一方で、もちろん30%という数値目標は重要ですから、それについてどうするかというのを忘れずに行きたいと当然ながら思っています。以上です。

- 堀上課長 よろしいでしょうか。自然環境計画課長の堀上です。今の内容に補足しますが、「100 か所」と最初に打ち出していますのは、今回、自然共生サイト、あるいは OECM としてはいろいろな生態系があり得ると考えていて、最初にある程度の多くの事例を出した上で、皆さんにもそれを見ていただいて、さらに申請していただくということを考えていました。

そういう意味で、試行サイトも 56 か所ですが、かなりいろいろなバリエーションや地域を意識して審査していった経緯もありますので、最初の年は面積はとりあえず置いておくとしても、100 地域でいろいろなバリエーションを示すということが必要だと思っていて、そういうこともありそのような進め方をしているということを御理解いただければと思います。

- 石井座長 ありがとうございます。この部分でほかはよろしいでしょうか。  
では、私から一つだけ。事務的な質問になりますが。申請されたものについて全部プールして、審査して、最後に前期が 8 月に認定、それから後期のほうは 12 月認定、その日付から有効になって、5 年経ったら更新という、こういう考え方でよろしいでしょうか。
- 堀上課長 はい、おっしゃるとおりです。
- 石井座長 分かりました。

では次の議題に移らせていただきます。では議題 2 ですが、「自然共生サイト認定を促進するための取組について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

## (2) 自然共生サイト認定を促進するための取組について

- 橋口企画係長 自然環境計画課の橋口です。この議題につきましては資料 2-1～3 までありますが、続けてそれぞれ御説明させていただきたいと思います。まず資料 2-1 です。

自然共生サイトの認定に向けた課題調査事業について報告します。まず、この課題調査事業というものが何なのかというところです。自然共生サイトの認定について、これまで試行をやってきていよいよこの 4 月からスタートしようという

ところですが、一方でポテンシャルがあったとしても認定基準に照らし合わせると課題があつてすぐには認定が難しいが、でも今後は認定を目指したいというような場所が多くあります。今後、自然共生サイトの認定を多く進めていくためには、そういう課題に対応する改善策というものを考えていかなければいけないということで、様々な課題に対応出来るように全国 10 サイトを対象事例として、例えば申請区域の土地所有が複雑でなかなか区域設定が難しいとか、管理者をどう考えようか、または管理計画をどのように立てていくか、いろいろな課題に対して解決を図るというようなケーススタディ的なことを実施し、それを踏まえてほかの地域でもその知見を活用出来るように整理していきたいということで進めてきました。

実は今年度の認定試行の前期を開始するとき、同時にこの 10 サイトで課題調査を実施する旨を公表していたのですが、その後、これまで調査を進めてきたことの御報告となります。

対象の 10 サイトについては、2 ページ目にサイト名称と、所在地、協力いただいた方を一覧で掲載しています。それぞれの位置関係については参考資料の 2-1 のほうにマップを付けていますので、そちらも参照いただければと思います。本日は時間の都合上、3 サイトをピックアップして詳しく御説明しますが、まず 10 サイトそれぞれの概要について次のページで簡単に御紹介したいと思います。

3 ページ目に、サイト名称とそれぞれの課題を簡単に書いてあります。様々な課題がありますが、それらの課題が 4 つの項目から成る認定基準のどの項目にそれぞれ対応しているかというイメージを示しています。

こうして見ると、基準項目②「ガバナンス・管理」に関して、例えば区域の設定とか、管理者はどのように考えているかとか、そういう課題が多くあり、あとはモニタリング体制をどのようにしていくかといった課題が次いで多くあるということがわかります。

1. 「宍塚の里山」については、この後、詳しく御紹介したいと思います。
2. 「5 本の樹計画プロジェクト」、これは積水ハウスさんがされている、住宅を建てる時に在来種を中心とした 5 本の樹を植えましょう、という取組です。全国で取組がなされている中から、茨城県牛久市の住宅地をモデルケースとして実施しました。都市部の住宅の庭という小さな緑地の集合において、どのように生

物多様性の価値を考えていくかというものです。

3. 「国分寺崖線」、これは佐藤委員も関わっておられますが、東京都の国分寺の多摩川沿いにある緑地帯です。多様な主体が大小様々な緑地を管理しているので、そういう緑地をたくさん認定していったって一帯として保全していきたいといったときに、関係者に対してどのように自然共生サイトを理解してもらうか、協力体制を築いていくかというものです。

4. 「砺波平野の屋敷林」、これは富山県の砺波平野ですが、散居村景観が広がっている場所において、区域設定をどのように考えるかということが課題になっています。

5. 「東急リゾートタウン」についてはこの後、紹介したいと思います。

6. 「知多半島グリーンベルト」、これは愛知県の知多半島の工業緑地で、複数の企業が参加している協議会があり、そこでそれぞれ企業さんが取組をされています。それらの企業緑地を一括申請出来ないか、そのときにモニタリング体制などをどうするかという課題です。

7. 「吉崎海岸」、これは三重県の四日市市ですが、「海岸」という場所において土地所有者をどのように考えるか、あるいはそこで市民によってどうモニタリングを継続していくかということが課題でした。

8. 「陽楽の森」は奈良県北西部にある、林業会社さんが持っている里山林です。市民主体で生物調査やモニタリングをしている広葉樹林において、どのように簡易的、継続的にモニタリングをしていくかということが課題です。

9. 「球磨川流域の迫」、これは熊本県の球磨川流域ですが、耕作放棄地を水田ビオトープとして管理していくことで水生生物が保全されるという場所で、ここは企業などが関わってかなり幅広い取組をされているのですが、この課題調査においては、耕作放棄地を仮に水田ビオトープとして保全していくときに、農地制度上の制約や必要な対応について調査しました。

10. 「久米島のサンゴ礁」は、この後に御紹介したいと思います。

それでは3つのサイトについて個別に御紹介したいと思います。まず1. 「宍塚の里山」、こちらは御存じの方もいると思いますが、環境省の「重要里地里山」や「モニタリングサイト1000」にも選ばれている場所です。地元のNPOさんなどが中心となって、学生や研究者の方も入って取組をされています。面積が200haほ

どの一帯の里山について出来れば全体を保全していきたいのですが、土地所有者がかなり複雑で多数にわたっており、ここで実際に主体となっているNPOさんが所有・管理出来ているのは一部分だけになっていて、その一帯を保全していこうと思うと、多数の土地所有者さんに同意を得ていかなければいけないというところが課題でした。

調査としては、まずは地区全体の状況を整備していった上で、そうしていくと市有地が含まれていたり、あるいは多数の所有者に対して働きかけるには、やはり自治体の関与が必要ではないかということが分かってきました。資料を整理していったところ、「生物多様性の価値」についてはかなり豊かな里山なので、そこは問題ないだろうと考えられた一方で、土地所有者の情報自体を整理するのはかなり大変なので、それについても自治体のサポートがあるとよさそうです。

今後さらに活動を広げていくとなると、例えば生物多様性地域戦略に位置付けて後押しをしてもらおうとか、そういう連携も得たいところですが、ただそこはやはり、なかなかすぐにはいかず、時間が掛かります。なので、まずは土地所有者がはっきりしている場所、同意を得られる場所から認定をしていくということで、まずは小さいところを認定して、それを徐々に広げていくというような方針としました。これは自然共生サイトの試行の中でもそういう事例がありましたが、オセロ方式というか、まずは同意を得られる場所を認定して、そこから徐々に広げていく。これは里地里山においてはかなり有効なやり方の一つではないかと考えています。

自治体にヒアリングしていったところ、自治体としても、すぐには難しいかもしれないものの協力を得られるという話をいただきました。また、専門家からは、そうしたときには自治体へのメリットが必要なので、意見交換をしていくことが重要という御指摘もいただいでいて、今後は自治体と意見交換をしながら広げていくような取組をしていきたいと考えています。

里地里山に関する調査については、この後、別の事例も御紹介したいと思っています。

次に、5.「東急リゾートタウン・もりぐらし」。こちらは長野県茅野市にある複合リゾート施設で、ゴルフ場、スキー場、別荘地とか、そういうものが集まっている施設です。ここでは間伐材を活用した取組や、地域循環型の環境づくりなど

が進められている場所ですが、課題としては複合リゾート施設を認定していこうとしたときに、施設内でもさらに地区ごとに利用状況が異なっていて、地区全体として生物多様性の価値の調査がなかなかできていない。また、リゾート施設なのでサービスを提供しながら、かつ持続可能な範囲でモニタリングをやっているかなければいけないという両立が課題となっていました。

そこで、まずは管理状況や生物多様性の状況をマップ化していきました。さらに、自然共生サイトの試行の審査委員も務めていただいた有識者に現地に入ってもらって、保全のポイントなどを現地で見えていただき、それを踏まえて、リゾートならではの利用者や社員も参加するような管理手法を考えていきました。

その結果、生物多様性の価値としては、区域全体として生態系サービスも提供しながら健全な生態系がありそうだということで、問題はなさそうでした。ただ、今後さらに生物調査をしていく必要があるので、生物調査の計画を整理していくにあたり調査項目を絞る上では、リゾート施設なので利用客の方や社員の方が簡単に見分けられるようなモニタリング対象種を選定して、普段の巡回パトロールや観光客向けの自然観察会で確認出来るようなモニタリング方法というものを今後も引き続き検討していくこととしました。

また、複合リゾートのような場所では、「別荘地区」や「センター地区」など管理状況が地区ごとに違っているので、管理内容をまずは洗い出していく、生物多様性に関連しそうな項目についてはさらに深掘りしていくというような手順をとると、管理計画が作りやすいのではないかと知見も得られました。

最後は10.「久米島のサンゴ礁」、こちらは沖縄県の久米島です。久米島は沿岸域が重要海域であり、海洋保護区になっている場所ですが、沖縄県や「守る会」によってモニタリングなどの取組がされています。このサイトの特徴的なところとしては、陸域において赤土対策としてサトウキビの畑におけるグリーンベルトの設置をしていますが、それが沿岸域の赤土対策につながっています。要は、取組をしている場所と、その保全効果を得る場所が違う、陸と海のつながりをどう考えるかということです。

海域については、範囲の設定が海ならではの課題であり、検討が必要になってきます。関係機関とどのような合意を得ていくのか、また、陸での取組が海の保全においてどのような位置づけになるか、といったことを検討しました。そこで、

現地調査、意見交換などを行ったところ、まずは現在モニタリングを行っている海域の認定を目指していくのがよいのではないかということになりました。一方で、陸域については、現時点で位置づけや効果がどのようになっているかということは判断が難しいところがありますが、陸と海のつながりは重要なので、赤土対策をやっているような場所も含めて「自然共生サイト」としていくことについて、引続き将来的な課題として検討していきたいと考えています。

また、現地の関係機関との連携についてもこれからも調整を続けていく上で、海におけるモニタリング手法について水中ドローンなども含めて引続き検討していきます。

以上、駆け足で御紹介しましたが、この課題調査事業については、これによって認定を目指せるようになったというものばかりではないので、引続き御協力者の方々において、環境省もサポートしながら、認定することができるように検討していただきたいと考えています。また、調査の成果を今後うまくまとめて発信していければと考えています。資料 2-1 については以上となります。

続きまして、資料 2-2 について、石川調整官から御説明をお願いします。

- 石川調整官 それでは資料 2-2 について、自然環境計画課の石川からご説明いたします。私からはいわゆる里地里山で、いかに自然共生サイトを推進していくかという観点から調査を行っていますので、その報告になります。いかに里地里山で自然共生サイトを増やしていくかというのが、非常に重要ですが、一方で里山というのは土地所有者が複雑で、どのように合意形成を図るかという点で課題も多いところだと思います。そのため、全国 4 地区、しかも自然共生サイト認定を前向きに捉えていただいているような地区を対象に課題の調査を実施したところだと思います。

ポイントの一つが、真ん中の「統治責任者」という考え方です。この統治責任者①というのは、単純に土地の所有者ということで、一人ずつ土地所有者の同意を得るということ。統治責任者②というのは、法令に基づく枠組みなどを利用して、効率的かつ合理的に合意形成を図ることが出来ないだろうかというところで、今回はこの統治責任者②に焦点を当てて、このような全国 4 か所で調査を実施しました。今日は時間の関係もあるので、3 か所の事例について御紹介したいと思います。

まず、岩手県一関市にある久保川流域というところです。自然再生推進法の枠組みによって、里地里山の環境再生というものを、「自然再生協議会」で合意を得ながら取組を進めています。場所としては、重要里地里山にも選定されているようなエリアです。

それで、ここの中で見えてきたポイントは、まず自然共生サイトの区域を設定する際に、自然再生推進法の枠組み、例えば全体構想で言う計画区域、この図の赤い線で囲われた部分、それから事業実施計画の計画区域、この図のポイントで書かれているような場所にそれぞれ区域が設定されていて、そういう区域が自然共生サイトの区域として活用出来るのではないかということで検討が進んでいます。

いずれにしても、自然共生サイトの認定基準というのがあるので、ベースは法律に基づく計画区域ということですが、実際にどうやっていくかというのは当該地の状況を踏まえて設定していくということになります。

もう一つが、当然ながら、ある一定の広がりを持った区域を認定するという事になった場合には、その区域の中に道路とか家屋、堰堤などの人工構造物が含まれます。そういうものを含めて区域全体として自然共生サイトの認定基準、生物多様性の価値の観点から評価が必要であるというような整理をしています。

それから、土地所有者の同意については、「自然再生協議会」という枠組みがあるので、その会長を代表者として、協議会の総会で決議を採ったり、それに加えて地域説明会の実施などを通じて合意を図るという方法があるのではないかとこのところを整理しています。

2つ目の事例ですが、愛知県岡崎市の事例で、「鳥川ホタルの里」、ここは岡崎市が条例によって自然ふれあい地区に指定しています。その中で、この「鳥川ホタル保存会」の皆さん、特徴的なのは地区の住民全員がこの保存会の会員であるということで、地区を挙げてゲンジボタルの保護活動をやっている区域です。

この地区は岡崎市が非常に前向きに検討していただいている、市が地域戦略の策定を現在進めていますが、この地区の「自然共生サイト認定を目指す」ということを書いた上で、パブコメを行っています。それから鳥川ホタル保存会の総会にて、自然共生サイトを目指していくという合意形成をこれから行っていただく予定です。そうしたことを通じて、土地所有者の同意というところを整備しよう



としている事例です。

それから「自然共生サイト」の認定基準の一つに、「将来の開発行為への影響」という項目があります。この市の条例は開発を規制するようなものではないんですが、こ何らかの土地改変をする場合に、市が開発行為に対して指導を行うという取決めがあるので、そういう枠組みなどを活用して「将来的な開発計画において現在の生物多様性価値が影響を受けない」ということを担保することが出来るのではないかとということで整理を進めています。

それから兵庫県豊岡市の取組です。コウノトリの生息のために育む農法を展開していたり、あとは環境省の補助事業で「里山未来拠点形成支援事業」というのを実施しています。そういう中で土地所有者の同意を得るツールとして「営農組合」を活用出来るのではないかと。市と営農組合が連携する中で、営農組合の総会で決議することによって、一定のまとまりを持ったところを自然共生サイトとして認定を目指すということや、あとは未来拠点形成事業の協議会の枠組みを利用して同じく合意形成を図る、そういう方法があるのではないかとということで整理してきています。

簡単にまとめますと、大きく2つ、まず土地所有者の合意を得るための方策の整理としては、鳥川ホテルの里の例から見えてきたように、地方公共団体がパブリックコメなどを実施する。そういう結果を持って地域の合意を得たということで整理する。もう一つは協議会で、これは法に基づくもの、任意のものも含まれますが、協議会の総会で決議を得る。それに加えて地域の説明会など、各地域の実情に応じた形で合意形成を図ることで、統治責任者②は検討を進めることが出来るのではないかと整理しています。

また、対象区域の考え方については、一定程度の広がりを持つ区域で認定を目指していくとなると、少なからず人工構造物というものが存在します。ただ、それだけをもってネガティブに捉えるものではなく、最近では生物のほう人工構造物を巧みに利用して適応して、生物多様性を強めるような状況も現れてきているので、そういう地域ごとの状況を踏まえて、ある一定区域での自然共生サイト認定を人工構造物を含む形での検討が出来るのではないかと整理をしています。それから将来的な開発については、先ほどの岡崎市の事例で述べたとおりです。

こういう調査を通じて、先ほど面積の話も委員から御指摘がありました、ある一定の広い面積も視野に置いた形で、いかにこの自然共生サイトを広げることが出来るかということを引き続き検討していきたいと思っています。これが私からの1点目の御報告です。

2点目は、これは少し話題が変わって生物多様性の劣化地に関する調査です。昨年の生物多様性 COP において、2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%について効果的な再生を進めましょう、という目標がセットされました。この再生目標というのは30by30目標、この自然共生サイトにも関わってくるものですので、その一環としてまずは日本の中でどういうものが生態系の劣化なのかという整理を進めています。

いろいろな観点があると思いますが、まずは第1～第4の危機に整理する中で、個別具体的な劣化の様子、項目、要因を整理して、有識者の方に、今年は自然再生専門家会議の皆さんを中心にヒアリングをさせていただきました。それから現地調査なども通じて、まずは2030年までの世界目標に対して、日本の劣化の状況はどうか、というところの分類的な整理を進めていますという報告になります。私からは以上です。

- 小林課長補佐 続いて、私から資料2-3、「生物多様性の見える化」の検討を実施したので、その報告をします。

今年度はまず機能の検討を行いました。検討した結果、段階的に行っていこうということで、まず第一段階としては、堅実なデータを使用して複数の基礎情報を重ね合わせていくような見せ方、これは後ほど説明します。一方で、そういう第一段階で終わるのではなく、順次、機能を拡張していこうということで、特に定量化とか、数値化とかそういうものを含めて、生物多様性の評価結果をこの「見える化」に実装していこうということを目指していきたいと思っています。

まずはこの第一段階の稼働を2025年に目指していきたいと、現時点では考えています。今日はこの第一段階の見える化のイメージを簡単に御紹介します。

まず、保護地域、OECM、自然共生サイトの位置情報、管理情報の内容、そういうものを地図上で確認することが出来るようにしていきたい。さらに、保護地域、OECMのカバー率、これは国土全体でのカバー率、それから地方公共団体におけるカバー率、そういうものを表現していきたい。また、資料のイメージ図では植生

自然度で分けていますが、例えば生態系のタイプごとの保護地域の割合とか、そういう生態系タイプごとのカバー率も見れるようにしていきたい。そういうものを実装していきたいと思っています。

これによって利用者は、現状、どこが保護地域、OECM、自然共生サイトになっているのかが地図上で分かる。また、それらの管理内容を確認することが出来る。そうすると今後はどういう場所を保全していくか、そういう当たりをつけることが地図上で可能になっていく。また、生態系ごとのカバー率も見えてくるので、例えば森林のカバー率は高いけど、里山のカバー率が悪いので、うちでは今度、里山を重点的にやっっていこうとか、そういう使い方も出来るのではないかと考えています。

次に生物種目録、いわゆる生物種一覧を作成出来る機能を持たせたい。こちらは分布推定モデルも活用して、任意のエリアにおいて、そのエリアに生息している蓋然性が高い生物種の一覧の目録を作成していきたい。この一覧が出来れば、これによって今後そこで調査を行うときのチェックリストとしても活用が可能なのではないか。そういう意味でこの「生物種目録一覧」というのを、分布推定モデルを使いながら、また今まで溜めてきたデータを活用しながら作っていきたいと思っています。

そして3つ目が、いわゆる自然共生サイトの「申請サポート機能」です。申請したい場所を任意で選択すると、その範囲に重なってくる各種データを用いて、申請書のドラフトがある程度は自動的に出来るような形で、既存のデータをうまく活用して申請者のサポートが出来るようにしていきたいと思っています。

まずは第一段階として、このような見える化、これを進めていきたいと思っています。それで併せて、いわゆる生物多様性の評価、これを地図上に実装していくことを目指していきたいと思っています。

それでもう一つ、参考資料2-1に、これまでの自然共生サイトの試行とか、調査事業や里山の調査を実施した場所の一覧を付けています。ぜひご参考に見ただければと思います。

また、参考資料2-2に「昆虫指標について」を付けています。前々回に「昆虫20選」というものを参考資料で出しましたが、その発展版です。石井座長に監修を務めていただいています。なお、前回は全国での20選でしたが、今回は北海

道、東京、中京、大阪、九州ごとに代表的な昆虫を選定しました。これは昆虫を、生息環境、いわゆるハビタットと紐付けて選定しています。しかも、一般の方でも比較的特定しやすい、分かりやすい種を選定しています。自然共生サイトの状況を把握するときに、調査とかモニタリングが重要になってきますが、分かりやすい昆虫を指標として用いることで、その場の状態を把握するツールとして使っていただきたいと思っています。

環境省でも「昆虫 20 選、30 選」こういうものを用いた簡易的なモニタリング手法を令和 5 年度に考えていきたいと思っています。あるいは、自然共生サイトがどんどん増えていくと、そこがモニタリングのポイントのような形で増えていくことも出てくると思っています。そういうときに「昆虫」というのも一つの指標、一つのデータとして拡充していくという形で、ぜひ注目していただければと思っています。

以上で議題 2 について、資料 2-1~3 から説明しました。

- 石井座長 どうもありがとうございました。では、ここは全体に対して御質問をいただいて、まとめてお答えいただくことにしたいと思います。
- 森田委員 2 点質問があります。主に「見える化手法」の関連ですが、1 つは、これでいろいろ分かるようになってくるということですが、実際にこのあたりがもっと生物多様性の保全をしなければいけない場所であるとか、よりこのあたりが劣化した場所であるといったレベル感というのも分かってくるものなのかというのが質問です。特にこれから、取り組みをしたいと思っている人たちは、より優先的に生物多様性保全をしなければいけない場所といったニーズを知りたいと思っています。

それからおそらく、日本の中でゴールとしてどういう場所を守っていくのが生物多様性の観点でいいのか、その「ゴール」というのがこのマップの中で少し表現出来ていると、ニーズというのが分かりやすいと思います。

2 つ目が、藤倉委員からの質問で、自然共生サイトには国が入っていないのかという話がありましたが、この「見える化」の手法を見ていると、幅広い取り組みがカバーされることになり、国がこれまで取り組んできた生物多様性に関わる取組も、今後は民間の方々を実施する上で学べる面もあると思いますし、逆もある

かなと思うのですが、「国と民間」というのをもう少しうまくつなげるようなツールになればよいのかなと思います。

それで、特に国に関しては、省庁などそれぞれが管理している土地が、例えば、国交省さんですともう少し都市の方であったり、林野庁であれば国有林であったりですとか、そういうそれぞれフォーカスしているところも違うと思います。もう少し国と民間の方々が連携できれば、例えば、森林に関する取り組みをする人なら林野庁ともう少し連携するとか、そのように国と民間が連携ができるような流れになるといいと思います。

- 広田委員 質問は2つあります。1つは、「里地里山」に関するもので、質問は統治責任者について先ほど、例えば久保川で言うと、自然再生推進法で協議会があり、「協議会」あるいは「協議会長」と言ったと思いますが、このエリアは大変広く、集落も幾つもあるし、市街地に近い部分もあるので、この協議会自身恐らく住民レベルまで行くと、多分、自分の地域がそこに入っていることを知らない人もいるんじゃないかと思うぐらい広いところなので、この協議会、ないしは協議会長の同意とか合意で、「個別同意を必要としない」というのはちょっと危険な感じがします。恐らく今後はかなり広いエリアについての統治責任者等の話が出てくると思うので、ここは懸念されるかなというのがある。これが1点です。

それからもう一点、「見える化」のところで、いろいろな情報がアクセスしやすくなることはいいと思いますが、この生物種について言えば、当然、希少種もあるわけですから、見える化が便利になればなるほど、このエリアにはこれがあるんだみたいな、そういう情報はどこまで公にするかという問題が当然出てくると思います。

それで広い範囲であれば、あまり問題はないと思いますが、狭い範囲になるとそこで絶滅危惧種とかがいるというのは、サッと誰にでも分かってしまうという危険性はないのか。これは誰しも思うことですが、そのあたりの配慮はどうなっているのかという質問です。以上、2点です。

- 渡辺委員 御説明いただいた内容は、いずれも今後の展開にとって重要な取組だと思います。その中で「見える化」に関連して一つコメントをしたいと思います。

先日、環境省の中部地方環境事務所とEPO中部が主催しました「OECMフォーラム」というのがあって、小林さんと一緒に参加しました。そのフォーラムの議論

の中で、中部地方といった広域の地方ブロック、そういうスケールごとに自然共生サイトに取り組む人たちが、経験、あるいは課題、あるいはモニタリングの結果等を持ち寄って、共有して学び合うような場を作ってほしいという意見がありました。私も聞いていて、それはすごく大事だなと思いました。

それで先ほど小林さんから、見える化の手法検討を御紹介いただきましたが、こういう見える化手法を活用して、地方ブロックというスケールごとに保護地域、あるいは共生サイト、そういう保全エリアの分布状況とか、生物多様性の価値評価であったり、保全再生の優先度評価、そういう生物多様性に関する情報を地図化して、地方ブロックの関係者の皆さんと共有していく。こういうことも認定促進に向けて効果があるように感じました。

こういう地方ブロックごとの情報の共有、学び合いの場の設定ということについても認定の促進、あるいは認定のメリットを高めるという観点で、ぜひ今後、検討してみてもいいのではないかと思います。以上です。

- 藤倉委員 この「見える化」のところで、例えば生物種の目録イメージとかそういうものを拝見していると、今すぐには難しいのは承知していますが、国際的には GBIF や、OBIS、また日本国内にも、いろいろな生物多様性出現情報をまとめたデータベースがありますので、それとうまくリンクできれば良いと思います。それは、この OECM の活動がそういうデータベースに入ってしまう、もしくは OECM のモニタリングでもそのデータが使えるというような仕組み、それと管理にもつながられるということになると思います。また、当然、科学的な研究にも使えるようになるかと思います。将来を見越した国際貢献とかも含めると、そういう既存のきちんとしたデータベースの仕組みをうまく活用したものが、ゆくゆくはつながっていくということを期待しています。これはコメントですが、もし、そういうのを御検討されていたら、それはうれしいです。

- 佐藤委員

私からは 3 点です。まず 1 つ目は、「伴走支援策」をきちんと整理していただきたいと思いました。OECM 認定を促進するために、とても重要な点だと思います。

実際に OECM を考えておられる団体の方とお話しますと、生物多様性やこの分野への理解のレベルもさまざまです。そのレベルに応じて進めていかないと、認定すべき場所なのに専門性がなくて申請できないということもあり得ます。そう

なってしまうととてももったいないと思います。相談窓口を作ったとしても、専門的な内容ですとわからない方も多いと思います。

例えば土地の管理を担当する管財課などは、専門家ではありません。その方々が聞いたことがない言葉を並べていっても、理解が難しいですし、あきらめてしまうかもしれません。アドバイザーとして専門家の方々も重要ですが、専門家の方々は専門的な言葉を使うので、両者をつなぐ通訳となり得る窓口を整備していくべきだと思います。

またそういった相談の際には、問合せの内容をきちんと分析することが大切です。今回も試行の中でいろいろ御質問があったかと思います。その内容を分析してハンドブックを作るなり、また OECM に関心を持って環境省のサイトに来てみた方々向けの Q&A ページなどを整備できるとよいと思います。内容としては、メリットやデメリットとか、申請の仕方のイロハとか、初心者でも段階的に理解できる形があると良いと思います。

2つ目は、「基礎的自治体への対応」についてです。今日話題にあがった里山の件でも、自治体がある程度リーダーシップを取るというシーンが出てくると思います。しかし自治体の担当者の方と現地で話をしてみると、理解がいまひとつなされていないという現状も見受けられます。理解している職員があったとしても、数年で異動があるため、後任の方も OECM の取組や認証について理解できるように、自治体向けにもハンドブックのようなものが必要だと思います。

また、みどりの基本計画や地域戦略に OECM について掲載されるようになりましたが、民間の土地が対象という印象が強く、自治体自身が自分たちの管理所有している土地が OECM 認証できるという自覚が薄いように感じています。その点は、国としても強くフォローしていただけると良いと思います。

3つ目は、行政界をまたぐような案件について、どのように進めていくかということです。里地里山の件でも自治体の動きが重要というお話がありましたが、市町村を跨ぐ際の対応について、どのようにしていくのか、ということです。私は「国分寺崖線」における団体のネットワークをつないでいるところですが、今、上流だけでも5市にわたります。区市町村を跨ぐ場合は都道府県であったり、都道府県を跨ぐなら国なのか、そのあたりについて、どのようにお考えになっているのかについて、質問したいと思います。以上です。

- 石井座長 では、以上でよろしいでしょうか。それでは環境省のほうで交通整理して順番にお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。
- 小林課長補佐 では私から「見える化」についての御質問について回答しまして、続いて里山の関係を石川のほうから回答します。

森田先生からの「見える化」において、劣化している場所とか、効果的・優先的などところを見える化していくかどうかということについて、御指摘のとおり、この見える化の地図でやっていきたいのは、今後優先的に保全が必要な場所とか、ここを回復するとよさそうな場所とか、そういうものもぜひ見せていきたいと思っています。

一方で、そのような地図化をやる場合は、今年度検討していく中で分かってきたのは、推計的な部分やモデル的な部分を活用する必要があると。そうするとやはりデータの充実とかそういうモデルの精度、そういうのが非常に重要になってきて、うまくやらないと間違った結果を出してしまう恐れもあるだろうということもありました。

それで最初は確実なデータ、堅実的なデータで見せていくんですが、御指摘のように、どういった場所が重要で、ここをもっと回復すると連結できて生態系がつながるだろうとか、そういう場所も見える化できるようなものがぜひできるように引き続き検討していきたいと思っています。

2点目、国と民間の連携は非常に重要だと私も感じていて、説明の中で、国と民間が分断するような形で説明してしまったことは申し訳なかったと思っています。この見える化も当然、自然共生サイトの認定・促進という部分もありますが、保護地域や他省庁を含めて国が管理しているような場所とか、そういうところの情報や連携もうまく見えるような形にしていきたいと。国土の生物多様性の保全について、この見える化が一つの大きなベースとなって、皆さんが活用出来るように発展していきたいと思っていますので、国と民間、地方公共団体との連携がスムーズになるようなシステムを目指していきたいと思っています。

そして広田先生からいただいた「希少種情報の扱い」について、我々の検討の中でもこの希少種情報をどうするかというのが議論になりました。特に、動かない生き物とか、すごく狭い範囲に生きている生き物の分布情報を一般公開するの



は危険だろうと。そういう意味で、まずは例えば地方公共団体レベルでの生物種の一覧目録ぐらいであれば、そのあたりなら大丈夫かもしれない。一方で、ピンポイントの分布情報の一般公開は止めたほうがいいのではという検討をしています。このあたりは引続き議論を進めていきたいですが、生物の希少種情報を必要以上、また無邪気に出すことで、逆に絶滅とかそういうことにならないような形は十分に配慮していきたいと思っています。

そして渡辺委員からいただいた、見える化を地方のブロック単位でも活用していくことが重要という御指摘ですが、やはり自然共生サイトをうまく活用していく中で、地域循環共生圏とかそういう考え方の中でうまく活用出来るようなツールにもなってもらいたいと思っています。

そういう意味では、どういう場所が保護地域であり、どういう自然共生サイトで、どういう管理がなされているか、そこにはどういう特徴があるのかとか、そういうのが見えてくると、まさにそれが地域の中での循環や連携の中でうまくつながっていった、地域循環共生圏の形成にこの自然共生サイトというツールが貢献出来るようになっていくと思うので、そういう活用もぜひしていただくという観点も忘れずにいきたいと思っています。

そして藤倉委員からの「既存のデータベースの連携」についてですが、やはり見える化においてデータというのは非常に重要になってきます。そうすると、これまで溜まってきているデータベースとか、他のデータ、そういうところとうまく連携してデータを活用させていただいたり、逆にこちらで取込んだデータを使っただけのような、そういう連携をしていくことが非常に重要ですから、そのあたりを仕組みとしたシステムを考えていきたいと思っています。

当然ながら、この見える化で蓄積していったデータなどは、ぜひ科学的な研究でも使えるような形で、例えばデータをダウンロード出来たり、活用出来るような形で、自由に使える部分は使っただけのように、もちろん希少種情報とかそういうのは配慮が必要ですが、活用出来るところは活用していただくような、そういう仕組みも考えていきたいと思っています。

まず私からは見える化についてはざっと御説明しました。

- 石川課長補佐 広田委員からの御質問で、先ほどの久保川の例ですが、全体構想というエリアでは「市街地なども含む」ということで、それは我々も承知してい

て、なかなか難しいと思っていました。

というのは、先ほども少し議論にありましたが、自然共生サイトというのは30by30の観点から「エリアを広く確保する」という観点も重要ですが、それに併せて民間の方々の取組を国民運動として盛り上げていきたいというのが主眼にあるので、そういう意味で全く住民の方が知らないところで自然共生サイトになっていて、というのは我々も望ましくないと考えています。

そういうことで久保川の事例についても、現在の状況は自然再生推進法の区域が2種類あると申し上げましたが、保全活動が進められていて、住民の方々の参加を得ながらやられているようなところを、まずは対象にして自然共生サイトに認定していく。そこを核として広げていくということを考えているところです。頂いた御助言は参考にして、調査報告書をまとめていきたいと思います。

それから佐藤委員から、里山に絡めて「自治体への共有」などについて御質問がありました。ご指摘のとおり、まだまだ自治体の皆さんには十分に届いていないというのが現状かと思えます。我々としては、例えば生物多様性地域戦略の説明会で全国を回ったり、あとは地方環境事務所が管轄の都道府県や市町村とか民間も含めて声掛けをして勉強会をしたり、そういう取組を進めている段階です。やはり地方環境事務所の果たす役割は大きい。ただ一方で、自然共生サイトを担当する職員もまだまだ人数的には少ない状況なので、そのあたりは本省と地方環境事務所がしっかり連携して、地方自治体の皆様に動いていただけるように説明をしていきたいと考えています。そのような中で、まずは都道府県の皆様に、この自然共生サイトが始まるということをきっかけにして、説明会とか意見交換会を設定していきたいと思っています。その中で、例えば市町村を跨ぐ場合については、やはり都道府県の皆様の役割を期待したいですし、都道府県を跨ぐ場合はいろいろな制度があると思いますが、そこは国でやっていくとか、いろいろなパターンがあると思いますので、いずれにしても地方の皆さんにこの現状が届いて、一緒に自然共生サイトを盛り上げていけるような体制づくりに励んでいきたいと思っています。

私からは以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では、次に移らせていただきます。

(3) 令和5年度以降の検討内容について

- 小林課長補佐 それでは資料3に基づき、令和5年度以降の検討内容について御説明します。

まず自然共生サイトの認定について、議題1で先ほども説明したように、4月から運用開始します。しかし、まだまだ課題が多いと考えています。これまで主に2年間、企業やNPO、自治体さんなどと意見交換を進めてきましたが、例えば管理の継続性につながるような支援とか優遇策が必要ではないかとか、民間の取組が継続する、民間投資が促進されるような、そういう制度が必要ではないかとか、関係省庁の連携によって相乗効果を発揮するような形が重要ではないかとか。また、この運用についても運営事務局が持続的に動くような、そういう体制にすべきではないかとか、いろいろな御意見やアドバイスをいただいています。こういう課題をこれからも引続き検討していきながら、この課題解決に向けて必要となる制度の改善を進めていく必要があると思っています。こういう話を引続き議論したいと思っています。

次に団体や既存の制度との連携についてです。現時点で考えている連携の方向性としては、例えば申請者の申請事務負担の軽減、それから審査の観点での審査の効率化、こういうところで連携が出来ないかを考えています。現在、例えばABINC認証とか、SEGES認定といった既存の民間の認証制度、それから「江戸のみどり登録緑地制度」といった東京都の制度、それから森林法に基づく森林経営計画の認定制度、それから社寺林や庭園などの関係団体、こういうところとどういった連携が出来るか、個別に調整を進めているところです。

引続きこのような団体制度との連携についてあり方を進めていき、これ以外にもほかの制度や団体との連携のあり方についても検討を進めていきたいと思っています。

そして国の制度に基づくOECMについてですが、現在は関係省庁と主に勉強会のような形で意見交換やOECMの検討を進めているところです。こういう国の制度に基づくOECMの検討を進めていきたいと思っています。

最後に海域のOECMについて、海域について「沿岸」と「沖合」を分けて整理していくことにしています。沿岸については自然共生サイトで、そして沖合につい

ては主に関係省庁とふさわしい海域を検討していこうと。

令和5年度からは、特に沖合について具体的に検討をしていきたいと思っています。まずはOECMの候補になるような海域を抽出していき、それから管理を、この広大な沖合についてどうするか、特にモニタリングの観点からどうするか、こういうところについて検討を順次実施していきたいと思っています。ここは具体的にどうするかは引続き検討を進めていきますが、海域についても検討を進めていきたいと思っています。来年度の検討の方向性については以上です。

- 石井座長 それでは御意見、御質問をお願いします。
- 土屋委員 佐藤委員の御発言とかなり方向性が近いのですが、伴走支援というもののについて、今回の検討会でそれなりの伴走支援の形が出てくると期待していたところですが、それはなかった。個別のお答えの中では、それなりの御発言はあったかと思いますが、伴走支援という場合に、ある程度、伴走支援の制度とか、伴走支援の主体とか、そういうものはっきりさせることが必要だと思います。様々な主体がそれぞれ取組むというのはあるわけですが、里地里山の広域で生物多様性の保全を本気でやっていくためには、制度をしっかり作っていくことが必要で、ちょうど今が制度作りのチャンスだと思っています、そういう意味でいくと物足りないという気がする。ぜひ来年度は、まだ確定は難しいと思うけれど、少なくとも素案のようなものを出して、それを具体的に検討出来るような機会を作っていただきたいと思います。

もう一つ、これは何回か申し上げていて、かつ私が別の省庁で関係していることなのですが、森林関係はこの議論ではかなりアンタッチャブルなところがあるような気がしています。今回、初めて「森林経営計画」という単語が出てきましたが、森林経営計画制度をどのように使うのか。つまり、森林経営計画が策定されている森林が全て自然共生サイトになるというのはあり得ないので、そうするとどうするのか。例えばスウェーデンなどではより生物多様性を配慮したような、特別な森林経営計画の認定を国が行っていくという制度があるが、そういうことまで、例えば林野庁と考えているのか、この具体的なところが全然見えてこなくて。

これは直ぐに決まる話ではないと思いますが、少なくとも進めていくためには

何らかの具体的な議論をしていかないとダメだと思うので、来年度はぜひそういうアンタチャブルなところについても取上げていただければありがたいなと思います。以上です。

- 小林課長補佐 ありがとうございます。確かに伴走支援は大事だ、必要だと発言していますが、具体的な形はなかなかお示しが出来ていませんでした。このあたり「伴走支援」というのがインセンティブとか、メリットとかそういうものと非常に近い部分があると考えています。そういう意味で、今のところ例えば専門家の派遣とかそういうことが出来ないかといったことを、別途、インセンティブ検討会の中でも一緒に議論を進めていたりしています。

また、この伴走支援のあり方についても、今年度、業務発注という形で幾つかの事例サイトで検討を進めている段階です。そういう中で、伴走支援のあり方とか幾つか具体性が出てくるときに、またお示しをして御指摘を踏まえるような形にしていきたいと思っていますし、そういうものを後押しするような仕組みづくりというものも、どのようなものが必要かどうかということも併せて検討していきたいと考えています。

2点目について、森林経営計画制度については、現時点では、事務負担の軽減での連携が出来ないかと考えています。これは、試行サイトの中で森林経営計画制度を取っているようなサイトから、例えばこの部分については、森林計画の項目とほぼ同じような観点なので、そこで省略出来ないとか、資料についてもその部分についてはこれでイコール出来ないかという形で、いわゆる「事務負担の軽減」というところでの連携が出来るのではないかという御指摘がありました。

それらを踏まえて、まずは出来るところの連携から始めていこうと思います。もちろん、それで連携と言えるのか、というような御指摘もあろうかと思いますが、まずはできることから、徐々に、しっかりと具体的なものも含めてさらに検討を進めていきたいと思っています。

- 渡辺委員 自然共生サイトの認定プロセスがいよいよ4月から始まることとなります。民間の取組、民間の資金を持続的に地域の生物多様性保全のために呼込んでいくことはとても重要な点だと思います。併せて、佐藤委員、土屋委員から御指摘があった伴走支援の仕組みをどう作り上げていくかということも重

要なポイントかなと思います。

それで、この自然共生サイトの元となる OECM の概念は、2 年前に改定された、自然環境保全法に基づく自然環境保全基本方針の中に「OECM」という概念が位置づけられています。自然共生サイト、あるいは OECM の設定、こういう取組を今後は長期にわたってより効果的で、より確実な形で促進していくことが重要だと思います。その実現のため、そしていろいろな施策の基盤強化のためには、今回の自然共生サイト認定開始というタイミングを捉えて、法律による対応、法制化も含めた全体的な制度検討を行っていくことも必要ではないかと思います。地域の現場で保全活動に取り組んでいる民間の団体、事業者の皆さん、そして企業、自治体の皆さん、いろいろな方たちの御意見を幅広く聞きながら、しっかりと制度的な充実のための取組を進めていっていただけたらと思います。以上です。

- 小林課長補佐 御指摘のとおり 4 月から始まりますが、先ほどの土屋先生、佐藤先生からありました伴走支援の仕組みや、長期にわたって確実に進めていく上での制度や仕組みのあり方についての御指摘だと思っています。先ほど土屋先生からも、こういう仕組みを進めていく上では、制度としてはっきりやっていく部分が重要だという御指摘もありましたし、今、渡辺委員からも法制化含めた検討をとかそういう御指摘やアドバイスもいただきました。

どういうあり方が必要かどうかも含めて、この自然共生サイトや OECM を長期的に生物多様性の保全やいろいろな様々な価値とのバランスを保ちながら、「自然との共生」というものを効果的に発揮出来るような仕組みだったり、制度の設計を早急に考えていきたいとおもっています。

- 藤倉委員 海域の OECM について、30by30 を達成するにはどうしても沿岸ではとても達成出来そうもなくて、沖合表層域・沖合海底域というのをこれから保全する海域、つまり OECM、もしくは MPA とかで設定せざるを得ないと認識しています。これはとても膨大な範囲ですから、環境省さんの問題意識は私も共感しています。今後、日本版の EBSA、つまり重要海域の選定のし直しとか、そういうことまで及ぶかもしれません。少なくとも私たちは深海研究などの科学的、技術的なノウハウは多少ありますので何かお手伝い出来るようなことがあれば、どうぞお声掛けいただければと思います。

一方で、先日、東京都の南鳥島・沖ノ鳥島の海域のシンポジウムが開催されて、それに参加しました。東京都のように離島とその周辺の海の情報を集めましょうという動きも始まっています。ぜひ、そういうところとの情報交換や連携をしてOECD、30by30の達成につなげていただければと思います。以上です。

- 小林課長補佐 まず、非常にありがたいお言葉をありがとうございます。令和5年度から重要海域など既存の科学的根拠、それから海洋資源の利用状況、そういうものを元に抽出していきたいと思っていますが、そういうときに先生のような専門家の皆様の御意見やアドバイスを踏まえながら一緒にやっていきたいと思っていますので、ぜひ引き続き連携のほどよろしくお願いします。

また、東京都さんのように海の情報とか、そういう動きがあるということで、先ほどは自治体さんと連携というのもありましたが、沖合については省庁間の調整が中心になろうかと考えていますが、やはり地方公共団体さんからも「海はどうするのか」という声を聴く機会が多いので、国だけでなく地方公共団体さんとも情報交換や連携出来る部分が、それは沖合だけでなく沿岸も含めて一緒にやっていくようなことについても、海についてもそういう仕組みが出来るような形で進めていければと思っています。

- 広田委員 森林と同様に、やはり「農地」も非常に重要な対象になると思います。里地里山というのがまさに農業を含むわけです。前回の農地の話では「その先に考えている」という御意見があって、多少は遠慮もあると思います。

農地について言うと、食料生産が第一というのが農水省のほうにも当然そういう姿勢がありますし、環境配慮とか、環境との共生というのは2000年代当初はかなり頑張っていたんですが、その後ちょっと停滞・後退している感が実際にあると思います。ただ、その先を考えると、食料生産に特化した農地であっても、環境との共生を「配慮しない」という選択肢はあり得ないと思っていまして、そういう意味では生産も環境もというのは、今の時代は両方あって当然だと思いますので、そういう考え方とか具体的な仕組みを作っていくためにも、自然共生サイトを環境省の側から農地とか農村を管轄する農水省の側に積極的にアクションを取ってもいいのではないかと思います。

それで農地の制度は多少ややこしいところがあるんですが、事業レベルで言え

ば多面的機能支払とか、中山間地域の直払いとか、そこで実際に生物多様性の保全に関するような取組をやっているところもありますし、すごく可能性を感じていますので、ぜひ森林のみならず、「農地」についても働きかけをお願いしたいと思います。

それでもう一点は、先ほどから出ている「伴走支援」の話で、将来的には制度的な仕組みを整えて、然るべき人員とか予算がきちり付くような制度にもっていく必要があると思いますが、今は業務発注したり、専門家に個別に協力してもらってやっているような体制ですが、そこをもう少しちゃんと予算を取って、認定事務局の体制というのがありますが、+サポート事務局の体制みたいなものを作っていったらいいと思います。こういう分野に関心のある方がたくさんいらっしゃるから、自治体だけでなく、NPO、NGOとか、様々な団体さんが生物多様性関連にはいますので、やはりそこら辺と連携して伴走支援体制を作っていくということが重要だと思います。以上です。

- 小林課長補佐 まず里地里山、農地との連携について、御指摘のとおり農林水産省との連携は非常に重要だと考えていますので、引続き連携強化に向けてしっかりとやっていきたいと思っています。

試行の中でも幾つか、この里地里山を事例にした試行サイトが、特に試行後期では幾つか出てきました。まずはこういう好事例というか、Good Practiceのようなものを示して行って、自然共生サイトになると良いことがあるとかを示していくような形で広めていく。また、それだけでなく、環境配慮型の農業との連携のあり方とか、そういうことについてはまさに今 OECD とか自然共生サイトを越えて、生物多様性の国家戦略を改訂する中で、そういうところが重要だと思っていますので、農水省さんを含めて関係省庁と連携してやっていきたいと思っています。

もう一点について、体制面について今は年度ごとに業務発注でやっているところですが、御指摘を踏まえて継続的、持続的に続いていくような体制とかそういうものがあつたほうが良いと、そのとおりだと思っています。そういうときに、やはり予算とか人員が付くような部分ではしっかりとした制度が必要になってくるかと思っていますので、御指摘を踏まえてどのような制度や仕組みであれば対応出来るか、引続き一緒に考えていきたいと思っています。



- 佐藤委員 私からは3点です。1つ目は、やはり伴走支援のあり方は大事なので、制度をしっかりと作っていくということが必要だと思います。この伴走支援も、どう進めるべきかわからないことも多いと思うので、戦略や方針を話し合い、ブラッシュアップしていくような形をとったり、モデルを作っていくことが必要だと思います。

さきほどあげた国分寺崖線では、私たちはみどりの中間支援組織として、さまざまな専門家の方や地元の市民団体、自治体や企業など、産官学民で話し合う場をつくっています。そのようなネットワーク型、プラットフォーム型の組織というものが、省庁だけでなく、官民連携で伴走支援が出来る体制を作っていけると良いと思います。

2点目は、都市農地の重要性についてです。都市農地は都市に生息する生物の重要な拠点であり、雑木林や屋敷林、用水路といった環境とセットであることで生物多様性が一段と高まります。この3年ほど、東京大学と東京都で「緑農住まちづくり」という事業を行っておりますが、そこでも都市緑地がセットであることの重要性が示されていて、これはそのままOECD的な考え方につながると思います。都市の緑、また河川など水域をセットで機能させるには、国交省との連携が非常に求められますし、重要な点だと思います。

3つ目は海域についてです。海域こそ自治体を跨いでいくエリアと思います。例えば東京湾も、生物多様性を考えるうえで非常に重要なエリアです。葛西海浜公園が東京都で唯一のラムサール条約の締結しているエリアですが、ここだけを守っていても意味がなく、自然共生サイトとしてその周辺とのつながりを作っていく必要があります。海域はもちろん、隅田川、荒川などとのつながり、汽水域とのつながりなど、東京湾エリアの重要性をもっと打ち出していくのに、この制度を活かすことが出来ないかと思います。

東京湾に着目する意味としては、やはり大都市の港湾ですから、人々が自然環境にもっと目を向けたり、価値観・行動やライフスタイルを変えていくきっかけにもなり得ます。東京に限らず、都市部に接した沿岸の港湾エリアの認定の可能性も検討していけたらと思います。よろしくお願いします。

- 小林課長補佐 3点いただきました。1点目は、やはり伴走支援は多くの皆様か

ら御指摘いただきました。ここは単に伴走支援が重要だ、伴走支援を考えますと言葉だけで言うのではなく、たたき台のようなものとか、こういう形の伴走支援のあり方があるのではないかというものをご提示出来るように整理していきたいと思っています。それを踏まえて、そういう仕組みをどうすればいいかという、体制とか制度も併せて考えていきたいと思っています。

そして2点目の都市の緑、都市の中の緑地、こういうのは非常に重要だと思っています。これについて今、国交省さんと都市の緑のあり方を検討していこうという形を考えていますので、引続き国交省さんとの連携を強化しながら、都市の中の緑地というのも良いものにしていくような形で考えたいと思っています。

そして3点目について、御指摘のように、どうしても自然共生サイトというポイント、ポイントで見えてしまうんですが、やはりネットワークが、我々は「森里川海のつながり」と申し上げていますし、保護地域とのOECM、自然共生サイトのネットワークを形成していくことが重要ではないかということを考えています。そのネットワーク形成のための一つツールとして自然共生サイトを出しているところもあります。

そのため、どうしても今、ツールの一つの部分だけを強調するあまり、ポイント、ポイントの話になりがちですが、御指摘のとおりやはり根本的にはネットワークの話とか、多様な関係者をいかに有機的につないでいくか、そういうところが主な目的やポイントですので、そこを忘れないような形で、どうしたらそれがつながるのか、出来るのかというのを、例えばモデルを作ってみたり、何か仕組みを考えてみたりということを踏まえながら、前進していくことを引続き来年度以降、考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

#### (4) その他

- 石井座長 どうもありがとうございました。では、よろしいでしょうか。時間が過ぎそうな感じになりました。次は「その他」というところですが、事務局から何かございますか。
- 小林課長補佐 今回は議事4のその他はありません。
- 石井座長 では、委員の皆さんは何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは特にないようでしたら、事務局にお返しをしたいと思います。どうもありがとうございました。

### 3. 閉会

- 事務局・河野 石井座長、ありがとうございました。最後に環境省自然環境局の奥田直久局長より閉会の御挨拶をいただきたいと思います。
- 奥田局長 自然環境局長の奥田です。本日はお忙しい中、検討会に御出席いただきまして、活発で有益な御議論をいただき心から感謝申し上げたいと思います。今日は傍聴の方も含めて 400 名を超える方々に参加いただいたと聞いています。今後の OECM に対する期待の高まりというのを改めて感じた次第です。

この OECM の検討は、令和 2 年度から開始したところではありますが、取組事例の研究から始まって、認定基準、体制等の検討、そして実証事業を経て、いよいよこの 4 月から自然共生サイトの認定というものが正式にスタートします。まずはこの認定制度をしっかりと運用していくということ、企業、団体・個人、自治体など多様な主体による取組がさらに広がっていくということを心から期待している次第です。

一方で、まだまだ課題も残されています。管理の継続性につながる支援や優遇策をどうすればいいか、今日の議論の中でも伴走支援の重要性を極めて強くご指摘いただいたと思います。また、民間取組、投資の持続的な促進につなげるためにはどうしたらよいか等々、様々なことがございますので、引続き様々な課題の対応について検討する必要があると考えています。

また今日の検討会でも、これまでの検討会の中でも、OECM の制度がどうあるべきかということにとどまらず、OECM や自然共生サイト認定の仕組みを通じて、いかに農地、森林、海域も含めた国土全体の生物多様性を豊かにしていくことが出来るのか、生態系の再生、もしくは連結等も含めて御議論いただいたかと思いません。

そうしたことを踏まえれば、私たちは自然共生サイトの認定制度自体をよりよい姿に作り上げていくこと、これはもちろんですが、それに止まらず認定制度を重要なツールとして活用して、日本におけるネイチャーポジティブ、自然再興というものを実現していかなければならないと考えています。

本年度の検討会は今日が最後になってしまいますが、OECM、言い換えればネイチャーポジティブの実現の長い道のりはようやくスタートラインに立ったところでは。様々な取組を一層強力で推進してまいりたいと思いますので、引き続き御指導をいただけますと幸いに存じます。

最後になりますが、石井座長をはじめ、委員の先生方に対して、また多大なるご尽力に深く御礼を申し上げて、そして御参加いただいた全ての皆様に改めて御礼を申し上げて、私からの最後の締めくくりの御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

- 事務局・河野 奥田局長、ありがとうございました。

最後に事務局から御連絡があります。委員の皆様、追加の御意見やアドバイス等がありましたら、3月13日月曜日までに事務局まで御連絡いただければと存じます。委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様に御参加いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第3回 OECM の設定・管理の推進に関する検討会を閉会させていただきます。誠にありがとうございました。

(了)